

事 務 連 絡

平成20年3月5日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険課  
老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、療養病床から転換した介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）に係る介護報酬の見直し等については、本年3月3日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会（第49回）において、厚生労働大臣から諮問を行い、社会保障審議会の答申をいただいたところです。

今般、この諮問・答申及び諸法令の改正等を踏まえ、介護保険事務処理システムに関して、現段階で考えられる事項について事務的に整理し、別添のとおり、資料を作成しましたので送付いたします。つきましては、貴管内市町村等への周知方よろしくお願いいたします。

なお、改正等に伴う施行予定時期につきましては、下記のとおりです。

記

1 平成20年4月施行

療養環境基準減算、中国残留邦人等公費、後期高齢者医療・国民健康保険の保険者番号等の収録

2 平成20年5月施行

介護療養型老人保健施設関係、経過型介護療養型医療施設関係

<照会先>

（インタフェース関係）

介護保険課 システム管理指導官 秋田谷  
電話 03-5253-1111（内線 2166）

（インタフェース関係以外）

老人保健課 調査係長 石黒  
電話 03-5253-1111（内線 3960）

<添付資料>

- 資料1 介護報酬算定構造のイメージ (案)
- 資料2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧 (20年4月) (案)
- 資料3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧 (20年5月) (案)
- 資料4 サービス種類コードと体制等状況の関係 (案)
- 資料5 システムインタフェースの変更点 (案) について
- 資料6 国保連合会とのインタフェースの変更点 (案) について
- 資料7 介護給付費請求書・明細書様式 (案)

本資料は、都道府県、市町村、事業者等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ作成したものであり、具体的な内容については、今後の議論等を踏まえ、変更の可能性があり得るものである。